

令和5年度指定管理者制度活用事業 評価シート(こども文化センター)

1. 基本事項

施設名称	ふれあい館・桜本こども文化センター	評価対象年度	令和5年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人青丘社 ・代表者名 理事長 三浦 知人 ・住所 川崎市川崎区桜本1-8-22	評価者	青少年支援室長
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	所管課	こども未来局 青少年支援室

2. 事業実績

利用実績		R4	R5		R4	R5
	1 ふれあい館・桜本こども文化センター ①年間延べ利用者数	35,715人	43,349人	②年間延べ利用団体数	479団体	531団体
	2 さくら小学校わくわくプラザ ①登録者数	150人	127人	②年間延べ利用者数	13,374人	15,058人
	3 大島小学校わくわくプラザ ①登録者数	150人	178人	②年間延べ利用者数	14,224人	16,349人
	4 東大島小学校わくわくプラザ ①登録者数	109人	143人	②年間延べ利用者数	12,270人	12,815人
収支実績	単位:円					
	1 収入					
	指定管理料		135,356,080			
	その他収入		710,040			
	合計		136,066,120			
	2 支出					
	人件費		120,221,019			
	管理費		12,331,850			
	事務経費		7,666,441			
	その他経費		0			
	合計		140,219,310			
	3 差引		-4,153,190			
サービス向上の取組	地域の祭りへの参加・協力、地域文化活動への支援など、地域共生の街づくりや学習支援の実施などの中高生・若者の居場所づくりに取り組むほか、子育て支援、外国人住民、高齢者、障がい者へのサポートなどの孤立化の防止に向けた取組を実施した。					

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
事業の推進	事業推進 及び 事業成果	「仕様書」を遵守して適切な事業の実施がなされているか。	10	4	8
		「事業計画」に基づき、着実な事業の推進がなされているか。			
		「こども文化センター」の運営をすることにより、児童の健全な育成が図られているか。			
		「わくわくプラザ事業」を実施することにより、放課後児童の健全な育成が図られているか。			
	(評価の理由) ・仕様書に基づき、こども文化センター・わくわくプラザ事業を適正に推進した。 ・ふれあい館・桜本こども文化センターでは、スタッフが一緒にプロフィールシートを書くことで職員と児童の信頼関係の構築に繋がったほか、自分からSOSを発信することが困難な児童に対し、こども相談室を新たに設けて、児童が相談したい内容を個室で大人に話せるような仕組みを構築した。 ・各わくわくプラザでは、子どもたちの安全を確保しつつ、地域との連携を踏まえて、プログラムの充実を図った。				
サービス向上及び業務改善	利用者ニーズ及びセルフモニタリング	サービス向上のために、利用者等の意見を適切に把握しているか。	10	3	6
		利用ニーズを把握し、事業実施に適切に反映しているか。			
		セルフモニタリングについて、適切に実施しているか。			
		利用ニーズの把握、セルフモニタリングの実施の結果、業務改善につながっているか。			
	苦情等への対応	利用者からの苦情や指摘事項、意見への対応などが適切に行われているか。	5	3	3
	特別な配慮を要する利用者への対応	特別な配慮を要する利用者への対応が適切になされているか。	5	3	3
	学校及び行政機関との連携	事業の実施にあたり、学校及び行政機関、地域の団体、地域住民、施設等との連携がなされているか。	10	3	6
	施設・事業の広報	施設を知ってもらい、事業の充実を図るための周知の活動等に取り組んでいるか。	5	4	4
わくわくプラザの充実	・①わくわくプラザ多世代交流促進事業、②学習タイム、③わくわくプラザメール配信サービス、④「地域の寺子屋事業」との連携(実施していないわくわくプラザにあっては、実施に向けた検討・調整等)について取り組み、わくわくプラザ事業の充実を図っているか。	5	3	3	
(評価の理由) ・利用者ニーズ及びセルフモニタリングについては、ふれあい館・桜本こども文化センターと各わくわくプラザで利用者へのアンケートを実施し、職員会議で共有するとともに、経済的困窮や福祉サービスに繋がっていない家庭への支援、外国籍の家庭に対する支援などが積極的に行われている。 ・特別な配慮を要する利用者への対応について、かかりつけ医や保護者など対応を調整し、必要な処置が受けられる体制を整え、利用児童へのサービス向上を図った。 ・学校及び行政機関との連携について、学校・関係機関等と連携しながら必要な家庭のサポートが行われている。当年度はコロナ関係等の申請手続きについて、関係機関と連携し、利用者への支援等を行った。 ・ふれあい館・桜本こども文化センターでは、ホームページやふれあい館だよりの他、メールマガジンやLINEなど、多様な媒体を活用して施設や事業の広報を行った。また、海外にルーツを持つ方向けに多言語情報提供サービスを行い、川崎市の取り組みなど様々な情報について全96回配信し、支援の拡充を図った。 ・わくわくプラザの充実については、学習タイムの実施、適時適切なメール配信、地域の寺子屋の連携など、わくわくプラザ事業の充実に取り組んでいる。なお、配信メールサービスについては、申込み受付時における登録を促し、登録率の向上を図っている。					

組織管理 体制	こども文化センターにおける適正な人員配置	・「仕様書」において定める職員配置の最低基準が遵守されているか。⇒①館長1名配置、②スタッフリーダー2名以上配置、③館長とスタッフリーダーの勤務を割り振らない日が重ならないように配置、④利用時間を通じて常勤職員1名以上配置⑤常勤職員配置1名の場合パートナーを配置、⑥12時30分から18時まで常勤職員2名以上配置(常勤職員を配置できない場合、常勤職員1名につき、パートナー2名の配置)	5	3	3
		「川崎市契約条例」が遵守されているか。			
	わくわくプラザにおける適正な人員配置	・「仕様書」において定める職員配置の最低基準が遵守されているか。⇒①長期休業日等の開室時間の延長対応、②放課後児童健全育成事業の対象児童以外の利用児童概ね20名につき、チーフサポーター1名以上配置、③参加児童数の多い時間帯に学校の特別教室等を使用して、複数箇所に分かれて事業を実施、④わくわくプラザ事業に、月～金の9:30から18:00まで常勤職員を配置	5	3	3
		「川崎市契約条例」が遵守されているか。			
	職員の研修体制	職員の資質向上のために必要な研修が実施されているか。 職員が研修に参加しやすい仕組みづくりがなされているか。	10	3	6
適正な業務実施	個人情報等の取扱	法人として、個人情報保護に関する規定や体制を整備しており、適正に取り組んでいるか。	5	3	3
		(評価の理由) ・こども文化センターの適正な人員配置については仕様書・事業計画に基づき、適正な配置がされている。 ・わくわくプラザの適正な人員配置については仕様書・事業計画に基づき、適正な配置がされている。 ・職員の研修体制については、市の研修の受講、法人による独自研修の実施のほか、救命救急、障害のある子どもへの対応、外国につながる児童・保護者への支援をテーマにした研修など必要な研修が行われている。 ・個人情報の取扱については、法人において定めている、個人情報保護方針及び取扱規定に基づいて、個人情報等は鍵のかかる保管庫に保管されている。また個人情報の漏洩の事実はなかった。			
	施設・設備の保守管理	安全な施設利用のため、施設や設備(AEDを含む)の保守・点検を適切に行っているか。 建築物定期点検及び建築設備定期点検の実施が適切に行われているか。 備品等の管理が適切になされているか。	5	3	3
	利用者の安全確保	利用者の安全を確保するための体制が整っているか。 事故等が発生した場合に迅速かつ適切な対応が図られているか。 事故防止や感染症予防対策等が事前に図られているか。 施設の防犯対策に工夫がなされているか。 災害発生時に備えた対応が図られているか。 災害発生時に適切な対応・行動ができる取組がなされているか。	10	3	6
		(評価の理由) ・施設・設備の保守管理については、ふれあい館・桜本こども文化センター・各わくわくプラザ共に、施設・設備の保守点検を日常的に行い、補修が必要な場合は適宜、工事等実施している。また、当年度に建築物定期点検及び建築設備定期点検を実施した。 ・利用者の安全確保については、安全管理、事故防止、食品衛生に係る研修を実施するとともに、事故防止対策として、各施設から代表者を選出して、施設安全点検を実施した。また、わくわくプラザにおける事例検討や怪我・事故案件の情報を毎月、担当者会議で相互に共有することによって事故防止に活かすなど、職員の意識向上を図っている。 ・防犯対策及び災害時の対応については、危機管理マニュアルに基づく対応方法等が関係職員に周知されている。			
収支計画・実績	適切な金銭管理・会計手続	法人の規定等に沿った適切な会計処理と金銭管理がなされているか。	5	2	2
	効率的・効果的な支出	「事業計画」に沿った適切な支出がなされているか。 効率的な執行に努め、経費削減に具体的に取り組んでいるか。 支出に見合う効果が効果が得られており、サービス水準も確保されているか。	5	3	3
		(評価の理由) ・金銭管理が適切にできておらず、トラブルが発生した。 ・効率的・効果的な支出について、必要なサービス水準を維持しながら適切な支出がなされている。			

4. 総合評価

評価点合計	62	評価ランク	C
-------	----	-------	---

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

昭和63年の開館時から継続運営してきた団体としての経験・実績から、安定的に事業運営を行い、地域連携の模索などの取組や利用者数の増加や満足度の向上に努めた。

ふれあい館・桜本こども文化センターでは、地域の中核的な拠点施設として、中高生の居場所づくりや多文化共生事業など、幅広い事業に取り組み、地域交流、世代間交流を図っているほか、経済的困窮や福祉サービスに繋がっていない家庭への支援、外国につながる子どもの家庭に対する支援、放課後等デイサービスとの連携などを積極的に行うほか、初めて来た児童やまだ馴染めていない児童に対してスタッフが一緒にプロフィールシートを書くことで職員と児童の信頼関係の構築に繋がったり、自分からSOSを発信することが困難な児童に対してもこども相談室を新たに設けて、児童が相談したい内容を個室で大人に話せるような仕組みを構築するなど、全体として良質なサービスを提供している。特に外国に繋がる子どもの家庭に対する支援については、多言語情報サービスを用い子育てに必要な情報を配信するなど必要な人に寄り添った支援を提供することで、地域の居場所としてのふれあい館・こども文化センターを実現している。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

ふれあい館・こども文化センターが、子どもたちにとって安心・安全な居場所となり、乳幼児から高齢者までの多世代にとって居心地の良い場となるためには、子どもの意見や利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに合った環境の整備と職員の資質向上に努める必要がある。職員の資質向上のための研修を適切な時期に行うことは大変重要であるため、来年度の事業執行においては、計画的に職員研修を行うこと。

こども文化センターが主体的に学校、行政を含めた多様な地域の団体や個人と連携・協力しながら、多世代交流を核とする地域づくりを進めていくことが重要であることから、引き続き利用者との信頼の獲得に努めるとともに、より一層の事業の充実とコミュニティー施策をはじめとする市の施策推進に向けた運営に取り組むこと。

また、来年度の事業執行においては特別な配慮を要する利用者の個人情報に関して、保管方法を見直すなど更なる情報管理を徹底する他、適切な金銭管理を徹底すること。